

まず、災害援護資金貸付事業です。

今回の補正予算では熊本地震の実績等を踏まえ、貸付額は4400万円、26人分が予算化されています。本市の場合、連帯保証人がいれば無利子で、保証人がいなければ年1.5%の有利子です。

(1) 災害援護資金の利子はどこに入りますか。

(2) 被災事業者の融資には利子補給が行われます。災害援護資金は無利子とすべきではないでしょうか。

市長ならびに健康福祉局長に伺います。

(答弁)

答弁を踏まえ市長に伺います。

答弁されたように、利率の設定は市の判断で条例により定めることができ、一般会計の歳入となり、事務費等に充てられます。

また、紹介された災害援護資金貸付も含む災害弔慰金の支給等に関する2018年の法改正と2019年の政令改正は、貸付利率の引下げ、保証人不要等を可能とし、地域の実情に応じ被災者ニーズに合った貸付条件の設定をできるようにしたのです。この趣旨に沿うならば、制度の運用経費は市が負担し無利子にすることが、被災者支援としての真っ当な運用ではないでしょうか。

(答弁)

被災者から利子を取って運用経費にすることは、被災者の円滑な生活再建の促進という法の目的にそぐわないことを指摘しておきます。

続いて、新庁舎整備推進経費です。

①昨年度策定した「新庁舎整備基本構想」では、想定される新庁舎の整備事業費を「616億円＋α」としています。いくらかかるか説明できない事業費で庁舎整備をすすめることは、最少の経費で最大の効果を上げるべき地方自治体のあり方として、効率的・効果的と言えるのでしょうか。

②「＋α」のついた事業費の提示は、市民や議会への正確な情報提供でしょうか。

③「＋α」という数値化できない事業費で、新庁舎整備費用の説明責任が果たされたと言えますか。

市長に伺います。

（答弁）

今後も変動する可能性のある事業費に「＋α」を付けるのは、「実情に即した表現」で、しかも「事業費を適宜見直す」と答弁されました。

これは、「＋α」が付けられ確定していない事業費が、今後、用地買収の成り行きや物価変動などの高騰要因がある中で、さらに増えていくと明言するものであり、説明責任を果たさないばかりか、効率的・効果的な行政運営に逆行するものです。

市長は、今議会に報告されている内部統制の最高責任者ですが、国の内部統制の実施ガイドラインには、財務事務で業務遂行プロセスにおける「説明責任の欠如」をリスクに挙げていることはご存じでしょうか。

（答弁）

内部統制が導入され5年、その目的は限られた財源による適正・効果的な市民サービスの提供です。市長は内部統制の最高責任者として、説明責任の欠如が行政の重大なリスクであることを認識し、解消されるよう求めています。

新庁舎整備でもう1点、市長に伺います。

移転先用地を取得していないにもかかわらず、新庁舎の実施設計までの契約が執行され、地盤調査まで行われています。特別委員会ではNTTとの「覚書」を交わしているとの答弁でしたが、未だに見せてもらっていません。覚書では何が約束されているのでしょうか、締結日と内容を説明してください。また、いつ見せてもらえますか。

（市長）

覚書には「守秘義務」があるということですが、1000億円にもなるうかという市政の大事業の用地買収に係る覚書の内容が秘密でいいのでしょうか。覚書に守秘義務を規定する根拠は何でしょうか。

（答弁）

本市情報公開条例のもとになっている「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」では、その目的で「行政機関の保有する情報の一層の公開が図られ、政府の諸活動の国民への説明義務が全うされることで、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することができる」と規定されています。要するに、行政情報の一層の公開と説明責任が全うされてこそ、公正で民主的な行政が推進されます。公正であるべき行政事務をことごとく秘密にすることは、行政の在り方に逆行するものです。契約情報が公開のように、公正で信頼される市政運営のためには覚書等に守秘義務規定を安易に設けるべきでないことを指摘しておきます。

次に、出張旅費についてです。

①市長の旅行計画書や帰任通知書には、用務先が省庁名のみのもので、関係機関や企業等となっており、具体的訪問先や用務内容のわからないものが多数

見受けられます。公費による出張の業務上の必要性をどのように説明されますか。

②出張の必要性が説明できないものは、予算執行上認められないのではないのでしょうか。

③公金を支出する出張については、計画書や報告書は証左資料として、出張の目的・出張先・訪問先など、必要性が判断できるものを具体的に記載すべきではないのでしょうか。

以上、市長に伺います。

(答弁)

目的や成果を総合的に勘案し必要性を判断した、用務も記載することになっていると答弁されましたが、出張計画書や帰任命令書には、省庁名のみの記載で何の用件でどの部署に行ったのかわからないもの、関係機関や企業・議員とのみ書かれ、どこに行ったのか、誰と会ったのかもわからないものが何十件もあります。それを知っての答弁でしょうか。これで、市民が「必要だ」と判断できるとお考えなのですか。お答え願います。

(答弁)

必要性を納得しているのは、市長ご自身だけです。

憲法第15条では「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない」と規定し、公務員が特定の個人や団体の利益ではなく、国民全体の利益のために職務を遂行することを義務付けています。これにより、公務員はその職務内容や意思決定の過程を国民に対して明確に説明する責任を負っています。

「全体の奉仕者である」という公務員の基本的立場を忘れ、自分本位な判断で、説明責任を果たさない出張は公務とは言えないことを指摘いたします。

最後に、窓口業務に関しお尋ねします。

第1に、・昨年度の窓口業務の改革の取り組み状況と課題についてご説明ください。

第2に、窓口業務は、市民に接し市民サービスを提供する重要な場です。窓口業務のサービス向上へ、今後の取り組みについて考えをお聞かせください。総務局長に伺います。

（答弁）

市民サービスを提供する窓口業務は、市役所の顔ともなる重要な場です。答弁されたように、さまざまに工夫しながら、新たな手法も取り入れ、市民の立場にたったスムーズな事務の執行に努めようとされているようです。

答弁で気になったのは、窓口受付時間短縮の検討です。現在、検討真っ最中のようですが、果たして市民サービスの向上でしょうか。

今年度になって検討が始まったようですが、私はこの取り組みについて今議会に至るまで関係部局の説明は何ら受けていません。市民に関わる重要な問題であり、今年度中にも実施のようなお話ですが、拙速にならず、丁寧にするべきではないでしょうか。

市長のお考えを伺います。

（答弁）

窓口受付時間の短縮には、メリット・デメリット、両面あります。時間ギリギリに駆け込んできた市民を追い返すような対応とならないためにも、市役所に平日は来れない人、遅い時間にしか来れない人でも、安心して利用できる窓口となる、丁寧な検討が必要です。多くの市民に関わる問題でありながら、市民への説明や意見聴取の場も設けられていません。市民がよかったと思える窓口改革こそ必要で、一旦立ち止まり検討すべきと考えます。